

令和2年度 第1回金沢市屋外広告物審議会

日時 令和3年2月26日(金) 14:00～16:00

場所 金沢市第二本庁舎 3階 2301会議室

次 第

1 開 会

2 開会あいさつ

3 報告案件

(1) 屋外広告物関連施策の取組について

資料1

- 1) 未許可広告物、違反広告物等の是正指導
- 2) 屋外広告物の許可及び審査
- 3) その他の実績
- 4) 良好な広告景観の形成に向けて
 - ① 指導重点エリアの設定
 - ② 金沢市屋外広告物ガイドラインの改訂
- 5) 広告景観の新たな課題とその対応

(2) 金沢市景観計画改訂(素案)について

資料2

4 そ の 他

5 閉 会

(1) 屋外広告物関連施策の取組について

1) 未許可広告物、違反広告物等の是正指導

[概要]

良好な広告景観の形成に向け、未許可広告物、違反広告物等の設置者に対して、制度周知や是正指導を実施

[内容]

次の広告物に関して、指導、是正の求めを実施したもの

- ・ 許可を経ず、未許可で設置がなされた広告物
- ・ 規格等に違反する広告物
- ・ 経年劣化等により詳細な点検、又は修繕、撤去等を要する広告物

[現状報告] ※令和3年1月末現在までの実績（平成24年度～）

区 分	調査結果 (把握件数)	是 正
未許可広告物	1, 0 3 3 件	7 4 5 件
違反広告物 (※1)	1, 3 5 7 件	1, 1 2 8 件
危険度C判定の広告物 (※2)	1 2 8 件	1 2 1 件

※1 既存不適格物件（平成21年の条例改正の後、平成28年9月の経過措置満了に伴い、基準に不適合となったもの）含む。

※2 平成27年～30年度に市内中心部の主要路線や商店街などで目視により3段階（A～C）での危険度判定を実施。その中で経年劣化などが原因で、詳細な点検や修繕・撤去が必要（C判定）とされた広告物

2) 屋外広告物の許可及び審査

① 屋外広告物の許可件数

区 分	令和2年度 ※3	令和元年度
新 規	2 9 4 件	3 3 6 件
継 続	6 1 2 件	8 5 6 件
合 計	9 0 6 件	1, 1 9 2 件

② 屋外広告物審査会開催状況

屋外広告物審査会・・・ 学識経験者と屋外広告業者で構成され、屋外広告物の申請手続きに際し、事前にデザインや色彩・安全性等の審査や助言を行う機関



[開催回数]

	令和2年度 ※3	令和元年度
開催回数	3 6 回	4 5 回

[審査件数]

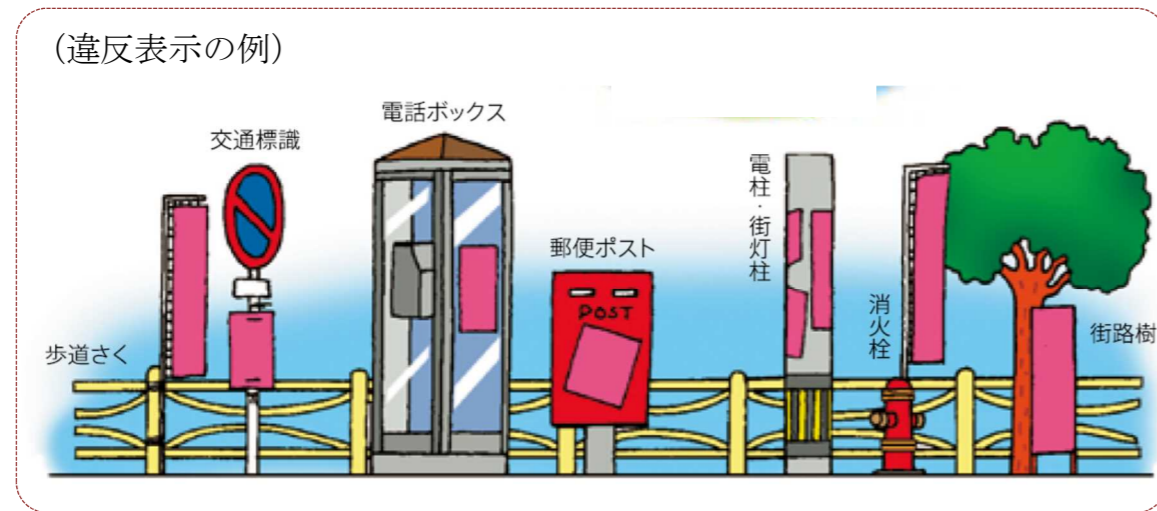
種 別	令和2年度 ※3	令和元年度
自家広告物	8 6 件	1 4 9 件
第三者広告物	2 6 件	2 8 件
その他	1 1 件	1 3 件
合 計	1 2 3 件	1 7 3 件

3) その他の実績

① 違反広告物除却事業

[事業概要]

表示が禁止されている物件（電柱、街路樹など）などに表示されたはり紙、はり札、立看板などの除却を実施した。



[除却件数]

種 別	令和2年度 ※4	令和元年度
はり紙	0件	0件
はり札	589件	777件
立看板	0件	12件
合 計	589件	789件

② 屋外広告物等の撤去補助事業

[事業概要]

広告景観の向上を図るため、条例等の基準に適合しない屋外広告物等の撤去に対して支援を行った。

[件数]

	令和2年度 ※4	令和元年度
申請件数	16件	6件

〔※4 令和3年1月末現在〕

③ 周知啓発活動

[屋外広告物適正化旬間を中心とした取組]

国土交通省で毎年9月1日～10日を「屋外広告物適正化旬間」に設定し、全国の自治体等で制度の普及啓発を図っている。

本市においても、良好な広告景観の形成に向け、これらの旬間を中心に、例年市民や関係団体とともに協働による周知啓発活動等を実施している。

記号	日付	概要	実施者
A	9月2日	屋外広告物の清掃ボランティア (金沢駅周辺)	石川県屋外広告業協同組合 (16名参加)
B	9月4日	いしかわ広告景観賞表彰式 (14作品(うち市内7作品))	いしかわ広告景観賞実行委員会 (石川県、金沢市、 石川県屋外広告業協同組合)
C	10月1日	諸江通り沿道 屋外広告物パトロール	諸江通り景観形成協議会 金沢市 (29名参加)
D	10月2日	山側環状沿道 屋外広告物パトロール (9/25大雨により延期)	山側環状の美しい景観を創る会 金沢市 (18名参加)
E	10月16日	東インター大通り沿道 屋外広告物パトロール	東インター大通り景観形成協議会 金沢市 (16名参加)
F	10月20日	金沢市広告景観協力賞表彰式 (2広告主)	金沢市

[その他]

記号	日付	概要	内容
G	1月29日	屋外広告物条例セミナー	屋外広告業者に、審査会委員から 具体事例等の講義、市職員から広 告物の規制ルール等の解説を実施 (23名参加)
H	12月以降	のぼり旗の安全設置に向けた パトロール	安全上支障のあるのぼり旗の林立 に対し、パトロールを実施 (まちなか区域)

4) 良好な広告景観の形成に向けて

① 指導重点エリアの設定

1 背景・目的

北陸新幹線開業以来、観光地、繁華街等の裏通りや住宅街近くなどで、新規出店等に伴う広告物が市民の居住地区にも広がり、景観上支障がでてきている。

このため、これらのエリアで「面的」に指導を展開（線から面へシフト（※））することで、市民・観光客双方にとって心地のよい良好な広告景観の形成を図る。

〔 ※参考 これまで「屋外広告物適正化事業」として、主要幹線道路沿線を中心に「線的」に調査・指導を実施 〕

2 事業概要

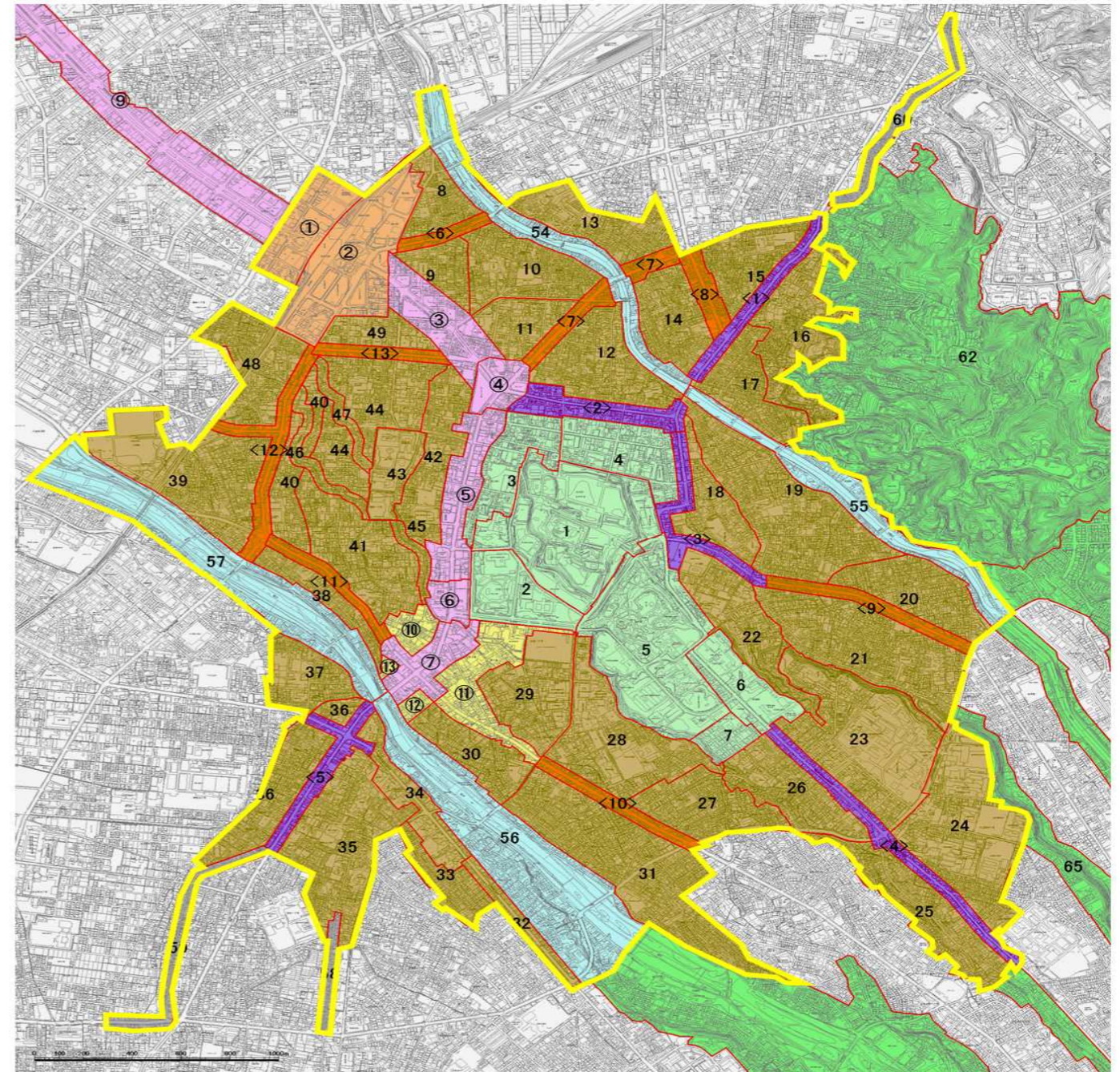
景観形成に重点的に取り組む区域（景観形成区域）のうち、まちなか区域^{※1}を「指導重点エリア」右図として、指導員3名による周知・調査・指導を実施（支援制度あり^{※2}）

〔 ※1 まちなか区域…観光地、繁華街等が多数存在（金沢城、都心軸、片町など） 〕

〔 ※2 支援制度… 「指導重点エリア」内の違反広告物の撤去費用の一部を助成
「補助率：50%」 「補助限度額：25万円」 〕

3 今後のスケジュール

令和3年 4月～ 調査・指導の開始



※ 黄色の枠内

4) 良好な広告景観の形成に向けて

② 金沢市屋外広告物ガイドラインの改訂

1 目的

本市の屋外広告制度を解説したガイドラインは、広告業者、広告主、行政との間で制度についての相互理解やスムーズな景観誘導のツールとして利用されている。

このガイドラインについて、当初の作成から10年が経過したことから、現状の内容を検証し、良好な広告景観の形成・効果的な景観誘導に資するツールとして、より広告主にも伝わりやすいガイドラインとなるよう改訂を行う。

なお、令和2年度においては、改訂素案の調整まで行うものとする。

2 現行のガイドラインの種類（3冊構成）

	名称	概要	対象
1	屋外広告物ガイドライン	基礎的な解説書 (定義やデザインコントロール等)	広告業者、広告主 ⇒主たる対象を 広告主・県外業者に再整理
2	屋外広告物条例の手引（事業者向け）	注意点を実務的にまとめたもの (設置までの流れや基準等)	広告業者
3	屋外広告物条例の手引参考資料（Q&A）	よくある質問への回答集 (手続や条例の用語解説等)	広告業者

3 今年度の実施状況

改訂素案の作成に向けて、屋外広告物審査会委員のうち、5名（学識3名、広告業者2名）によりガイドライン改訂検討会を立ち上げ、改訂内容等を議論、意見集約を実施

4 改訂の方針

方針1 審査会意見等の蓄積の反映

10年間の審査会での指摘事項の蓄積を追加・充実させ、ひとつひとつの屋外広告物の水準を高めるとともに、協議を円滑に進めるためのツールとする。

方針2 安全管理ポイントの追加

広告景観の大前提である安全管理面の記載がほぼないことから、広告主によるセルフチェックなどの安全安心に関する記載を追加・充実させ、より安全に管理されるよう整理

方針3 金沢らしい広告景観の形成に向けた姿勢と取組の明記

ガイドラインの冒頭に金沢市の広告景観に対する姿勢と、良好な広告景観に資する特徴的な取組を記載し、広告主・県外業者の理解を促す。

5 今後のスケジュール

令和3年度 金沢市景観計画改訂等に伴う追加掲載内容の調整

1 改訂の趣旨

「金沢市景観計画」（以下、本計画という）は、本市の景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為の制限に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観の継承・発展を目的としています。

今回の改訂のねらいとしては、本計画策定から10年が経過し、その間、「金沢市都市計画マスタープラン」（令和元年8月）、「金沢市緑のまちづくり計画」（平成31年3月）など、**関連計画の改定が行われており、これらの計画との整合性を図る必要がある**ことが挙げられます。

また、本市では、北陸新幹線が開業し、国内外からの観光客の急激な増加に伴い、社会情勢や土地利用が大きく変化するとともに、文化的景観の重要性から金沢城周辺の高度地区の見直しなど、本市の景観を取り巻く法規制状況も変化しています。**今後、本市の景観に影響を及ぼす可能性があると考えられる地域については、早急な対応を図る必要がある**ことが挙げられます。

さらに、本計画に基づき景観誘導を進めてきた中での課題解決や新たな景観施策を反映させるための計画変更をこれまで5回行っているところですが、**近年の景観誘導に係る実態や状況の変化等を踏まえ、今後の課題として考えられる事項への対応にむけて、その解決を目的とした基準の見直しを行い、市民や事業者の方のご理解を得ながら、本市の良好な景観形成をより一層推進**していきます。



金沢駅周辺に建ち並ぶ高層建築物



多くの観光客が訪れる広坂通り

2 改訂の内容

1) 景観形成区域の追加及び区域種別変更について

- ① 区域追加：金沢駅周辺地区
- ② 区域種別変更：広坂周辺地区

2) 形態意匠に関する景観形成基準の変更について

- ① 色彩基準（禁止色）の変更
- ② 色彩誘導（推奨色）の変更
- ③ 屋内広告物等の基準の追加

3 景観形成区域の追加及び区域種別変更について

本市における美しい景観のまちづくりを推進するため、景観計画区域（市全域）において、特に、景観法を活用して重点的に取り組む「景観形成区域」として、「伝統環境保存区域」、「伝統環境調和区域」、「近代的都市景観創出区域」があります。

今回、**金沢駅周辺、広坂周辺を対象とした景観形成区域の追加及び区域種別変更**を行います。

① 金沢駅周辺 <区域追加>

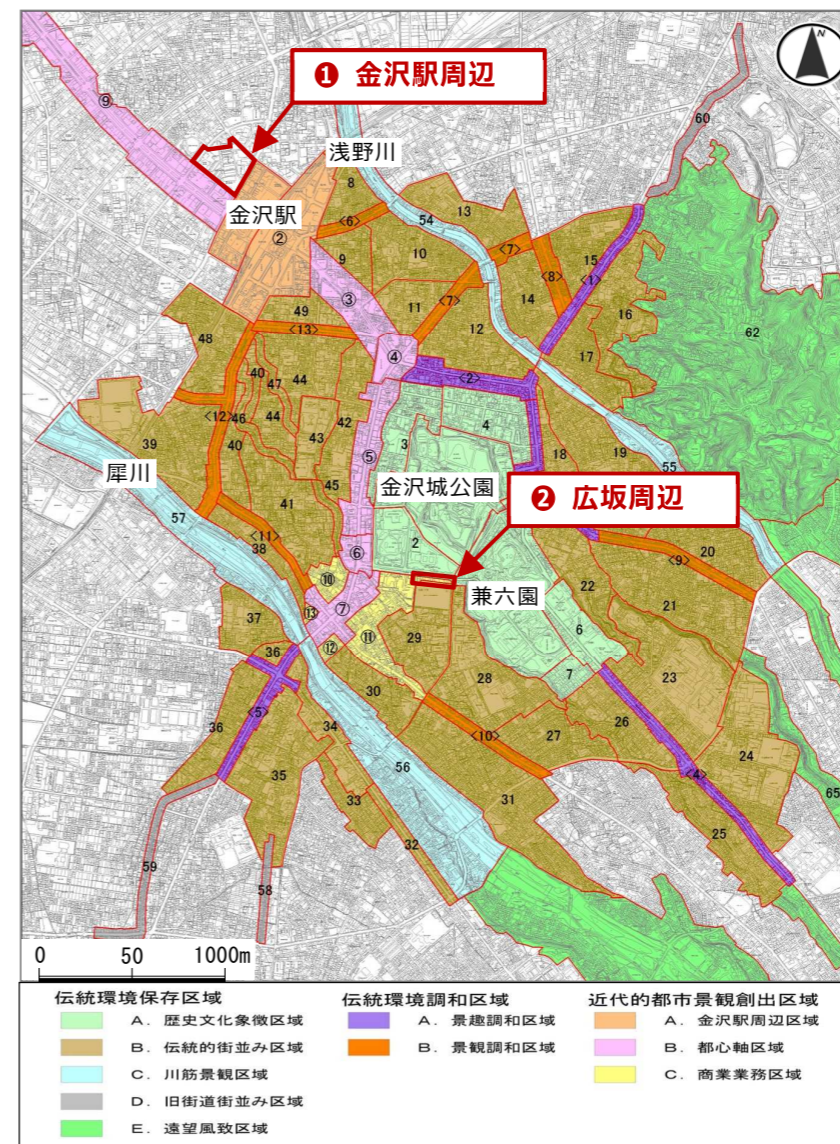
【現在】景観計画区域（その他の区域）→【変更】近代的都市景観創出区域（金沢駅周辺区域）

【変更理由】景観形成区域外において、新たな区域指定の必要性があるため。

② 広坂周辺 <区域種別変更>

【現在】近代的都市景観創出区域（商業業務区域）→【変更】伝統環境調和区域（景趣調和区域）

【変更理由】高度地区変更に伴う景観形成区域との整合を図るため。



【図】景観形成区域（一部）



【拡大図、現況写真】① 金沢駅周辺



【拡大図、現況写真】② 広坂周辺

4 形態意匠に関する景観形成基準の変更について

本市の景観計画区域においては、良好な景観形成を図るための基準を定めています。

今回、建築物等の形態意匠に係る色彩及び建築物の外観ガラス面越しに見える屋内広告物等について、基準の変更を行います。

① 色彩基準（禁止色）の変更

【これまでの基準の考え方】

建築物の屋根・外壁や工作物の基調色として禁止する色を定めています。ただし、アクセント色について、使用する部位や面積等によって、景観上支障がないと判断される場合、禁止色の基準を適用除外としています。

【変更】

→ 特に景観上配慮すべき点について、基準に追記します。

- ・アクセント色の使用にあたっては、当該部位、面積や行為予定の当該地における区域において、景観上支障がないと判断される場合（遠景からの景観配慮も含む）、各1方向の見付け面積の2割までの範囲を上限として使用することが出来る。



【イメージ図】

変更理由

色彩誘導において、アクセント色として禁止色を採用する際に景観上支障が考えられる留意点を明確に示す必要があるため。

② 色彩誘導（推奨色）の変更

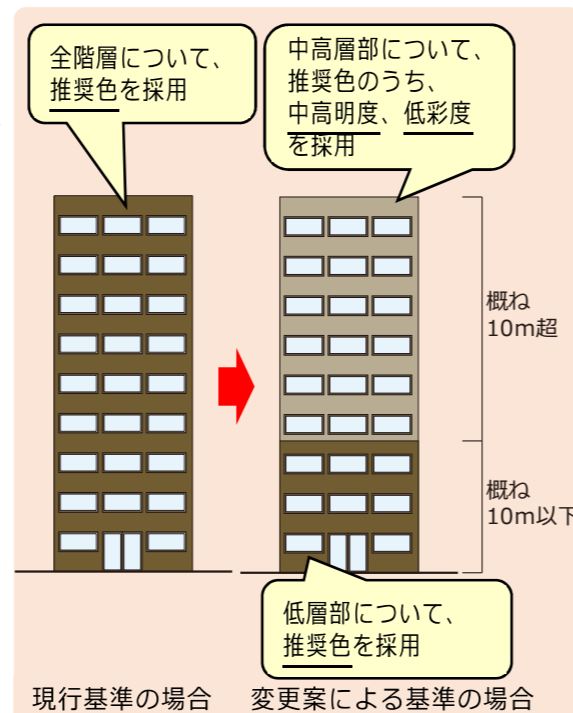
【これまでの基準の考え方】

金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩である木色（もくじき）をベースとする望ましい色彩の範囲（推奨色）を示し、建築物外壁の基調色として採用されるよう色彩誘導を図っています。（推奨色を適用する区域を設定）

【変更】

→ 推奨色であっても景観上支障とならないよう、配慮すべき内容を示します。

- ・中高層建築物に推奨色を採用する場合、中高層部の色彩は、推奨色の中でも中高明度、低彩度を基調とし、遠景からの景観に配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることが望まれる。



【イメージ図】

変更理由

色彩誘導において、建築規模（外壁面積、建築高さ）に応じた適切な色彩計画の留意点を示す必要があるため。

③ 屋内広告物等の基準の追加

【これまでの基準の考え方】

建築物の形態意匠に係る基準「奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。」などを踏まえ、景観誘導を図っています。

【変更】

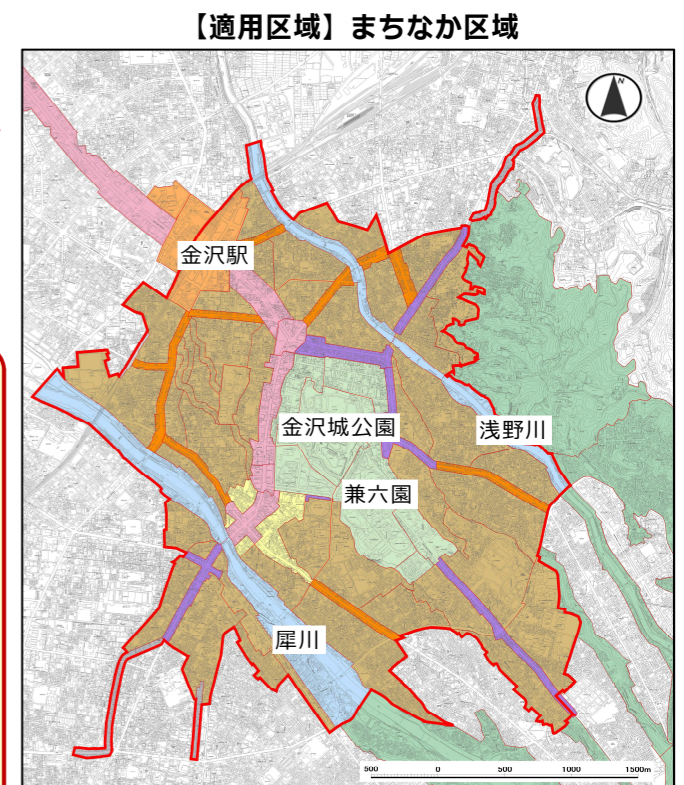
→ まちなか区域* に設ける屋内広告物等について、一般的な屋外広告物と実態的に同様なものとして取り扱い、規制します。

*まちなか区域：景観計画第6章に定める文化的景観区域「旧城下町区域」のことをいう。

- ・文化的景観区域「旧城下町区域」と重なる区域では、屋内広告物等（建築物外観ガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示される文字や図柄など）は、屋外広告物とみなし、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく基準（位置や広告全体の面積、色彩等）を満たすよう努める。

（補足説明）

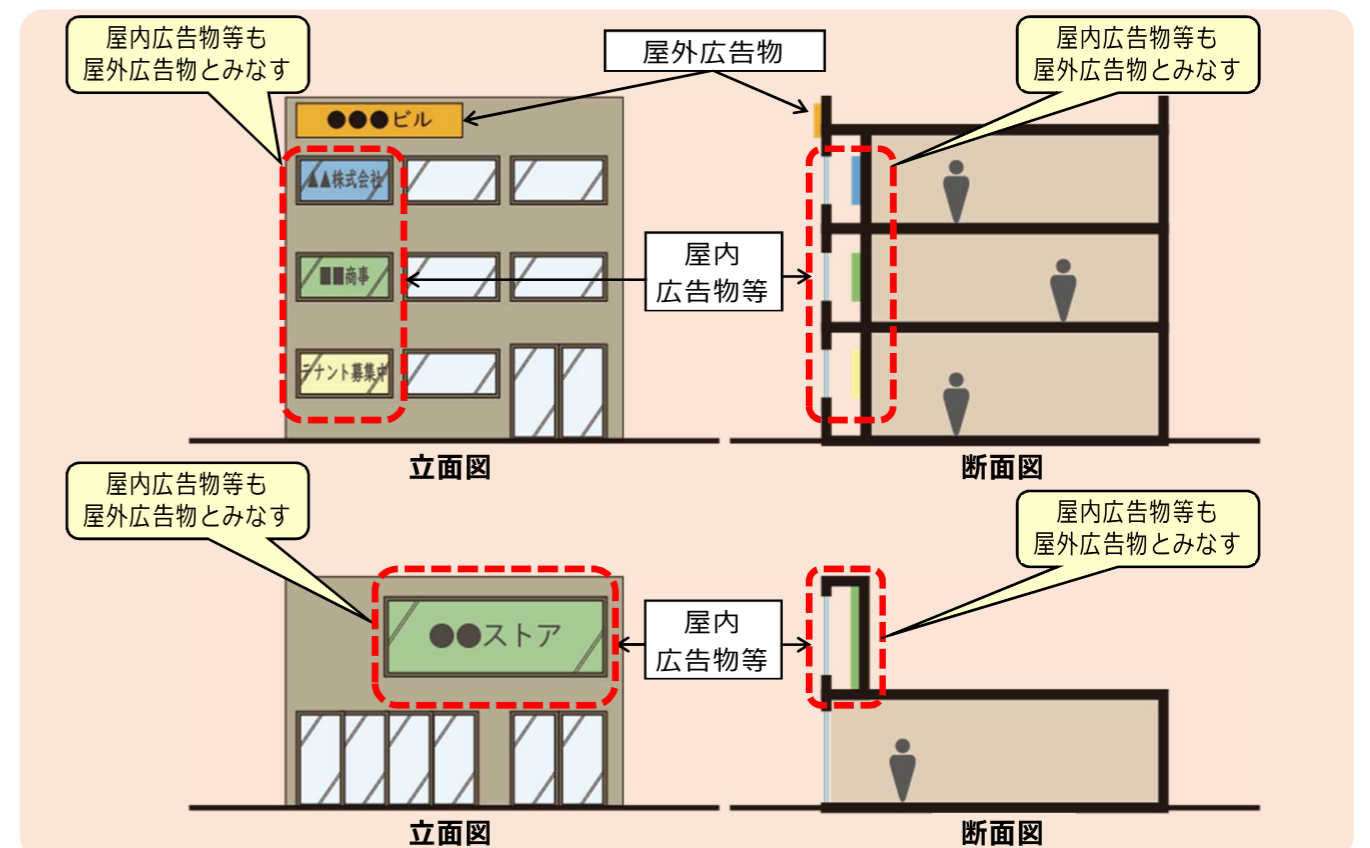
*景観特性に沿った賑わいを創出するものや屋外からの見え方によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。



（凡例）：まちなか区域

変更理由

屋内広告物等については、景観上支障とならないよう、設置に係る制限を明確に示す必要があるため。



【イメージ図】